

補助金調査・評価シート [制度的補助]

補助金名等			
補助金の名称	中小企業融資保証料補助金	No.	57
予算事業名	中小企業融資事業		
予算科目	款 07商工費	項 01商工費	目 02商工業振興費
	節 19負担金補助及び交付金	細々節 01中小企業融資保証料補助金	
部課名	まちづくり環境部産業振興課	電話番号	049-251-2711 内線 383

補助金の根拠			
根拠条例等	条例		
	規則	富士見市中小企業融資保証料補助規則	
	要綱		
	その他		
開始年度	昭和 47 年度	終期の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (23 年度まで) <input type="checkbox"/> 無
補助金の分類	<input type="checkbox"/> 事業費補助	<input type="checkbox"/> 団体運営費補助	<input type="checkbox"/> イベント等補助
	<input type="checkbox"/> 投資的補助	<input type="checkbox"/> 扶助費的補助	<input checked="" type="checkbox"/> その他

補助金の概要	
目的 (何を対象にどのような成果を得たいのか。)	市内に店舗・工場又は事業所を有している中小企業の経営者に対して、資金貸付の円滑化及び事実上の負担軽減（※）を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とする。 ※事実上の負担軽減…融資契約期間内に元金及び利子を完済した場合のみ、支払った保証料の補助をするため。
導入の経緯 (どうしてこの補助制度を導入しなければならなかったのか。)	中小企業が大半を占める本市にとって、商工業の育成・促進を図っていくためには、中小企業の経営を安定化させる制度が必要であった。
対象資格 (対象資格はどのようなものか。)	市の融資あっせん（小口融資又は中小企業緊急資金融資）に基づき金融機関から融資を受けた者（埼玉県信用保証協会の保証を受けた者に限る。）で、当該融資契約期間内に、遅延することなく元金及び利子を償還したもの（＝完済者） ※繰上返済した場合も、完済者とみなす。 ※平成17年4月1日以後に融資あっせんの申込みをして当該あっせんを受けた完済者については、補助対象外とする。
交付内容等 (どのような基準で交付しているのか。また、交付時の確認資料はどのようなものか。)	補助金額…完済者が負担した保証料に相当する額 交付時の確認書類…完済者のみが補助金の交付を受けることができるので、内容を確認するために取扱金融機関の完済証明書を添付させている。
積算基礎 (予算額をどのように積算しているのか。)	平成22年度予算額 186 千円 融資契約期間の最終償還期限を確認し、完済予定者の支払った保証料の額を基に予算額を積算する。 ※平成22年度完済予定者…3人

補助割合等	
補助割合等の明示	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 定額) <input type="checkbox"/> 無 (「予算の範囲」のみの場合を含む。)
財源内訳	<input checked="" type="checkbox"/> 市単独 <input type="checkbox"/> 国・県・市 <input type="checkbox"/> 国・市 <input type="checkbox"/> 県・市 割合 市 国 県 (分数表示)
上乗せ・横出し	<input type="checkbox"/> 国・県の基準よりも拡充して交付している <input type="checkbox"/> していない
上乗せ・横出しがある場合の内容と金額	

交付実績とコスト		(単位: 件・円)		
項目	平成20年度(決算)	平成21年度(決算見込)	平成22年度(予算)	
交付(見込)件数	9件	6件	3件	
交付(見込)件数の増減要因		融資契約期間の最終償還時期により増減	融資契約期間の最終償還時期により増減	
決算(予算)額(A)	1,685,296	1,056,188	186,000	
財源内訳	国庫支出金	0	0	
	県支出金	0	0	
	その他	0	0	
	一般財源	1,685,296	1,056,188	
概算人件費(B)	49,712	33,247	16,618	
概算補助事業費(A+B)	1,735,008	1,089,435	202,618	
実績報告の確認(実績報告書受理時の確認資料は、どのようなものか。)	完済者のみが補助金の申請をすることができ、また、完済者の支払った保証料の額が補助金の交付額となるため、実績報告書の提出を求めている。			

事業環境等	
見直しの有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (17 年度) <input type="checkbox"/> 無 ※ 5年以内の見直しに限ります。
有⇒見直し内容 無⇒見直さない理由	平成17年4月1日以後に融資あっせんの申込みをして当該あっせんを受けた完済者を補助対象外とした。

廃止した場合の問題点 (廃止した場合の問題点や継続しなければならぬ理由など)	現在の経済状況を鑑みて、融資を受けた者の負担軽減方法の一つがなくなること。
---	---------------------------------------

評価			
評価項目		判断理由	評価
必要性	社会経済情勢に合致し、行政の実施が望ましいか	金融機関から事業資金を借入れる場合の資金貸付の円滑化及び事実上の負担軽減を図ることは、中小企業者の占める割合が高い本市にとって商工業支援策として必要である。	<input checked="" type="checkbox"/> 望ましい <input type="checkbox"/> そうでもない
優先性	厳しい財政状況の中で優先的に実施すべきか	昨今の経済状況の影響により、業績の悪化している中小企業者も多く、完済者は減少することが予想されるが、完済者に対して保証料を補助することにより、中小企業者の事業に対する意欲（活力）を継続させるという点で、一定の効果がある。	<input checked="" type="checkbox"/> 優先すべき <input type="checkbox"/> 優先度が低い
有効性	目的に対して成果が出ているのか	完済に対する意欲を持続させるという点で一定の効果があるが、保証料に対する補助以外にも他の有効な手法（利子補給等）を模索する必要がある。	<input type="checkbox"/> 成果が出ている <input checked="" type="checkbox"/> あまり出ていない
継続性	現状のまま継続して、当初の導入目的を達成できるか	17年度に規則の一部改正を行い、平成17年4月1日以後に融資あっせんの申込みをして当該あっせんを受けた完済者を補助対象外としたのは、本補助制度が当初の導入目的をある程度達成できたと考えたからである。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成できる <input type="checkbox"/> 達成できない
所属長評価	<input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input checked="" type="checkbox"/> 見直しの上継続 <input type="checkbox"/> 重点化する（コストを集中的に投入したい） <input checked="" type="checkbox"/> 制度の変更（補助対象経費・補助率の変更） <input type="checkbox"/> 廃止（ 年度まで）		
	見直しの上継続を選択した場合には、その内容を記入してください。 その他問題点・課題等があれば、その内容を記入してください。		
	本件保証料補助については、平成17年の規則改正で平成23年度末を以って終了することとなっている。現在の融資については、政府の緊急経済対策であるセーフティーネット制度が主流であるが、これもまた23年度で終了するため、また、市の融資制度に流れてくるものと思われる。その時点での状況にもよるが、保証料の補助に変えて中小企業者の負担の一部軽減のための利子補給制度を導入したいと考えている。		